

静岡県立農林環境専門職大学短期大学部入学者選抜情報公開方針

第1 目的

この方針は、静岡県立農林環境専門職大学短期大学部（以下「本学」という。）が保有する本学入学者選抜に関する情報（以下「情報」という。）の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 公開の対象となる情報

公開の対象となる情報は、学部入学者選抜における一般入試及び特別入試（推薦入試、社会人入試及び私費外国人留学生入試）に関する情報とする。

第3 自ら広く提供する情報

- 1 自ら広く提供する情報は、志願者数、受験者数、合格者数、入学者数及び選抜方法、個別学力検査問題、正解又は正解例又は評価基準又は出題のねらい、一般入試の設問別配点とする。
- 2 提供する内容、時期及び方法については、別表1のとおりとする。

第4 希望に基づき提供する情報

- 1 希望に基づき提供する情報は、合格者総合得点の最高・最低・平均及び入学者選抜実施組織とする。
- 2 提供する内容、時期及び方法については、別表2及び別に定める静岡県立農林環境専門職大学短期大学部入学者選抜本人情報開示事務取扱要綱のとおりとする。

第5 本人の申出に基づき開示する情報

- 1 本人の申出に基づき開示する情報は、個別学力検査成績及び出願書類（調査書、推薦書及び所見書を除く。）とする。
- 2 開示する内容、時期及び方法については、別表3及び別に定める静岡県立農林環境専門職大学短期大学部入学者選抜本人情報開示事務取扱要綱のとおりとする。

第6 非開示とする情報

非開示とする情報は、別表4のとおりとする。

第7 情報公開方針の取扱

情報公開の方針については、必要に応じ、見直しを行うものとする。

第8 情報公開事務の所管

情報公開についての事務は、事務局学生課において処理する。

附 則

- 1 この方針は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この方針は、令和3年度入学者選抜から適用する。
- 3 この方針は、令和5年10月11日から適用する。

別表1（第3関係）自ら広く提供する情報

| 開示項目 | 開示内容 | 開示時期 |
|-----------------------|--------------------------------------|------------------|
| 志願者数 | 入学者選抜別、県内・県外別、男女別 | 当該入学者選抜終了後、すみやかに |
| 受験者数 | | |
| 合格者数 | | |
| 入学者数 | | |
| 選抜方法 | 選抜にあたり利用するものの表記 | 入学者選抜要項及び募集要項発表日 |
| 個別学力検査問題 | 個別学力検査問題 (面接の質問項目を除く) | 当該入学者選抜終了後、すみやかに |
| 正解又は正解例又は評価基準又は出題のねらい | 正解又は正解例、正解又は正解例が示しにくい場合、評価基準又は出題のねらい | 次年度5月10日から |
| 一般入試の設問別配点 | 設問別配点（主として大問）及び配点合計 | |

別表2（第4関係）希望に基づき提供する情報

| 開示項目 | 開示内容 | 開示時期 |
|---------------------|---|------------|
| 合格者総合得点 最高・最低・平均 | 募集定員5名以下を除く（募集定員6名以上でも、合格者は5名以下の場合には除く） | 次年度5月10日から |
| 入学者選抜実施組織 | 静岡県立農林環境専門職大学短期大学部入試委員会規程 | 随時 |

別表3（第5関係）本人申出に基づき開示する情報

| 開示項目 | 開示内容 | 開示時期 |
|----------|--------------------------|------------|
| 個別学力検査成績 | 不合格者の総合得点（配点合計を添付）及び総合順位 | 次年度5月10日から |
| 出願書類 | 調査書、推薦書及び所見書を除く | |

別表4（第6関係）非開示とする情報

| |
|--|
| 非開示項目 |
| 別表1、2及び3に掲げる情報を除く情報 例： 答案、面接票、入学者選抜関係委員名簿、合格者名簿、出身校別志願者数・受験者数・合格者数、出願書類のうち調査書・所見書・推薦書、合格者の個別学力検査成績等 |